

前橋市監査委員公表第10号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年10月4日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	長	岡	敏
同	鈴	木	俊
同	金	井	清

都市計画部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年10月12日～11月27日

措置通知書提出日 令和6年9月19日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
【監査対象所属：市街地整備課】 1 財産管理事務について（指摘事項） (1) 行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定について 行政財産使用料の算定においては行政財産使用料条例の規定により、また、普通財産貸付料の日割計算等の算定においては同条例の規定を準用し行う必要があるが、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。 過大に徴収した使用料の還付及び不足する使用料等の徴収を速やかに行うとともに、行政財産使用料条例にのっとり適正な使用料等を算定するよう改善されたい。 ア 二中地区（第一）土地区画整理事業区域内事業管理地、二中地区（第二）土地区画整理事業区域内先行取得用地に係る行政財産使用料及び換地処分済地区（二中地区（第三））区域内の土地に係る普通財産貸付料の算定において、行政財産使用料条例別表では、使用期間が1年に満たないときは、当該年額をその年度の日数で除した額に当該使用期間の日数を乗じて得た額とすると規定しているが、閏年である令和5年度の使用料の日割り計算に当たり、366日で除していなかった。 イ 二中地区（第二）土地区画整理事業区域内先行取得用地に係る行政財産使用料及び換地処分済地区（二中地区（第三））区域内の土地に係る普通財産貸付料の算定において、上記アに加え、行政財産使用料条例別表では、使用期間が1か月に満たない土地の使用料の額は、算定した額に100分の110（消費税及び地方消費税）を乗じて得た額とすると規定しているが、その率を乗じていなかった。	二中地区（第一）及び二中地区（第二）は行政財産であり、行政財産目的外使用許可を行っていた。 二中地区（第一）は過大に徴収していたことから、還付手続きを行った。また、二中地区（第二）は不足していたことから、追加徴収を行った。 二中地区（第三）は普通財産であり、土地賃貸借契約を締結していたが、賃貸借期間が満了していた。 今後においては、当課所管財産の使用料算定にあたり、行政財産使用料条例にのっとり適正な算定となるよう、土地使用料算定計算表を作成し、担当係長及び正副担当者による複数職員のチェックを徹底し再発防止に努めることとした。